輸第9642号	化成肥料	さとうきび１号	株式会社琉球テクノ産業	沖縄県宜野湾市真志喜三丁目14番14号
輸第9643号	硫酸苦土肥料	硫酸マグネシウム水和物	ハイケム株式会社	東京都千代田区岩本町二丁目13番６号
輸第9644号	硫酸苦土肥料	硫酸マグネシウム無水物	ハイケム株式会社	東京都千代田区岩本町二丁目13番６号
輸第9645号	硫酸苦土肥料	25.0硫酸苦土肥料	ベイシン貿易株式会社	東京都中央区日本橋三丁目１番２号

有効期限が平成28年11月10日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第37420号	過りん酸石灰	17.5粒状過りん酸石灰	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号

有効期限が平成28年11月11日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第81991号	化成肥料	オキサミド・硝安入り高度化成コスモホスカ250	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第88314号	混合加里肥料	液肥の素　プロメイトポタ40	有限会社コラボテックジャパン	兵庫県川西市丸山台三丁目２番地の41
生第88315号	化成肥料	アグリテクノ大粒化成	株式会社アグリテクノ	北海道札幌市中央区北三条西四丁目１番地４
生第88321号	化成肥料	くみあい苦土尿素入り複合燐加安新242号	セントラル合同肥料株式会社	東京都千代田区神田錦町三丁目７番地１
生第88322号	化成肥料	苦土マンガンほう素有機入り複合肥料848号	大栄物産株式会社	東京都江東区佐賀１丁目７番５号
生第88324号	化成肥料	中日本高度化成ＮＳ187	中日本肥料株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅５丁目23番12号
生第88326号	化成肥料	効果発現促進材入り高度化成Ｓ012号	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
生第88343号	鉱さいけい酸質肥料	粒状けい酸石灰肥料１号	有限会社マルイ	富山県高岡市六家1209番地
輸第7954号	ホルムアルデヒド加工尿素肥料	メイツＵＦ38	株式会社メイツ・コーポレーション	東京都世田谷区代沢２丁目33番２号
輸第11093号	ホルムアルデヒド加工尿素肥料	ホルム窒素	丸善薬品産業株式会社	大阪府大阪市中央区道修町二丁目４番７号
輸第11095号	副産植物質肥料	ＣＧ有機質肥料１号571	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
輸第11096号	化成肥料	ＣＧ化成肥料７―９―７	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のように輸入業者又は登録外国生産業者の名称又は住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

平成二十二年十一月二十六日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

１　輸入業者又は登録外国生産業者の名称又は住所の変更

登録番号　輸第10180号、輸第10252号

変更前　北海三共株式会社　北海道札幌市中央区大通西八丁目１番地

変更後　ホクサン株式会社　北海道北広島市北の里27番地４

登録番号　外第217号、外第218号、外第219号、外第220号、外第221号、外第224号

変更前　青島膠州市張応鎮朱戈劉工業園

変更後　青島**胶**州市張応鎮朱戈**刘**村

○農林水産省告示第千九百六十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十二年十一月二十六日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第80474号	し尿汚泥肥料	おでい肥料みどり	日野市	東京都日野市神明一丁目12番地の１

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

官庁報告

官庁事項

油濁防止管理者養成講習の実施について

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十条に基づく油濁防止管理者を養成する講習として国土交通大臣が定める講習の実施に関し必要な事項を次のとおり公示する。

平成二十二年十一月二十六日

北海道運輸局長　八鍬　　隆
東北運輸局長　清水　伸吾
関東運輸局長　神谷　俊広
北陸信越運輸局長　伊藤　松博

一　講習を実施する日時

平成二十三年一月二十七日（木）午後一時から午後四時五十分まで

平成二十三年一月二十八日（金）午前九時三十分から午後四時まで

二　講習を実施する場所　関東運輸局　横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎

三　講習の対象者　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第四条の規定による海技士の免許（海技士（航海）、海技士（機関）の資格についての免許に限る。）を受けている者又は同法第二十三条第一項の規定により船舶職員になることについての承認を受けている者であって、本講習の受講を希望する者とする。

四　受講申請の手続等　受講希望者は、受講申請書を、①関東運輸局ホームページのトピックスに掲載の「平成二十二年度油濁防止管理者養成講習会の実施について」からダウンロード、又は②郵送（郵送の場合は、八十円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封し左記あて請求すること。）により入手し、同申請書に所要事項を記載のうえ、平成二十三年一月十三日までに左記まで提出すること。（郵送の場合は、平成二十三年一月十三日消印のものまで有効とする。）

五　受講申請書様式の請求先および受講申請書提出先　郵便番号　二三一―八〇四三　横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎　海上安全環境部　船舶安全環境課　電話番号　〇四五（二二一）七二二五